

令和 2 年度第 1 回
神戸市都市計画審議会会議録

令和 2 年 8 月 4 日

令和2年度 第1回 神戸市都市計画審議会

1 日時 令和2年8月4日(火) 午前10時00分～午前10時42分

2 場所 神戸市役所1号館28階 第4委員会室

3 出席委員 (23人)

(1) 学識経験のある者

小谷通泰	嘉名光市
中林志郎	西野百合子
濱野雅之	藤田一郎
八木景子	

(2) 市会議員

安井俊彦	村野誠一
山下てんせい	上畠寛弘
堂下豊史	門田まゆみ
三木しんじろう	黒田武志
林まさひと	朝倉えつ子
大井としひろ	あわはら 富夫

(3) 国及び兵庫県行政機関の職員

溝口宏樹(代理 日野)
荒木一聡(代理 西谷)
三木正夫(代理 峯崎)

(4) 市民

横山良彦

4 議題

第1号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について(西区神出町東)

1. 開会

○小谷会長

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第1回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず事務局から、委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

○山本副局長

お手元の委員名簿をご参照ください。新しく委員となられた方をご紹介させていただきます。

市会議員委員として安井委員です。

○安井委員

よろしくお願ひします。

○山本副局長

村野委員です。

○村野委員

よろしくお願ひいたします。

○山本副局長

山下委員です。

○山下委員

よろしくお願ひします。

○山本副局長

上島委員です。

○上島委員

よろしくお願ひいたします。

○山本副局長

堂下委員です。

○堂下委員

よろしくお願ひします。

○山本副局長

門田委員です。

○門田委員

よろしくお願ひいたします。

○山本副局長

三木委員です。

○三木委員

よろしく申し上げます。

○山本副局長

黒田委員です。

○黒田委員

よろしく申し上げます。

○山本副局長

林委員です。

○林委員

よろしくお願いたします。

○山本副局長

朝倉委員です。

○朝倉委員

よろしくお願いたします。

○山本副局長

大井委員です。

○大井委員

よろしくお願いたします。

○山本副局長

あわはら委員です。

○あわはら委員

あわはらです。よろしく申し上げます。

○山本副局長

続きまして、行政委員でございます。

国土交通省近畿地方整備局長、溝口委員。本日は代理で日野兵庫国道事務所長がご出席です。

○溝口委員（代理 日野）

よろしく申し上げます。

○山本副局長

次に、市民委員でございます。

横山委員です。

○横山委員

横山でございます。よろしくお願いたします。

○山本副局長

続いて、西田委員ですが、本日はご欠席です。

2. 定足数の確認

○山本副局長

次に、定足数についてご報告いたします。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立することになってございます。委員の総数は27名でございますので、定足数は14名となります。

本日は委員23名のご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立してございます。それではここで、局長の鈴木より、ご挨拶をさせていただきます。

○鈴木局長

皆さん、おはようございます。都市局長の鈴木でございます。

本日は令和2年度第1回都市計画審議会ということで、ご出席賜わりましてありがとうございます。全国的なコロナの中で、この4月に着任ということになりました。どうぞよろしく申し上げます。

多くの事業が中止あるいは延期という形になってございますけれども、新たな生活様式の下、事務事業の停滞を招かないよう、全市を挙げて取り組んでいるところでございます。

当初6月に予定しておりました本審議会も延期せざるを得なくなりましたが、小谷会長をはじめまして皆様方のご協力によりまして、本日無事開催できることになりました。

本日は産業廃棄物処理施設に関する議案1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

委員の皆様方には忌憚のないご意見を承りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○山本副局長

それでは小谷会長、よろしく申し上げます。

3. 会議録署名委員の指名

○小谷会長

本日の会議録署名委員ですが、藤田委員と嘉名委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

4. 議案審議

それでは議案の審議に入りたいと思います。本日は1件の議案を審議いたします。

第1号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての説明を受けます。

それでは事務局よりよろしくお願いいたします。

○山田都市計画課長

都市計画課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

議案（計画書）の1ページをお開きください。

第1号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置（西区神出町東）についてご説明いたします。

まず本案件の建築基準法上の取扱いについて説明いたします。

ページの下の参考の関係条文をご覧ください。

建築基準法第51条では、都市計画区域内において、「卸売市場」・「火葬場」または「と畜場」・「汚物処理場」・「ごみ焼却場」・その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないとされております。ただし、特定行政庁が市の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築や増築をすることができると定められております。神戸市では、本市が設置する廃棄物処理施設については、都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については、ただし書き以降の規定に基づき、特定行政庁の許可とすることとしております。

本案件は、民間事業者の設置する産業廃棄物処理施設であることから、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、特定行政庁である神戸市長が、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものです。

それでは第1号議案について、建築安全課長からご説明いたします。

○田中建築安全課長

建築住宅局建築安全課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

前面スクリーンをご覧ください。産業廃棄物処理施設の設置手続についてご説明いたします。

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、まず環境局に事業計画案が提出され、立地審査会において審査いたします。続きまして、申出書が提出され、立地審査会幹事会において審査した後に、建築基準法第51条の許可申請が行われ、都市計画審議会において産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないかを審議していただきます。審議の結果問題がなければ、建築基準法第51条の許可を経て、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく、「産業廃棄物処理施設の設置許可申請」を行っていただき、問題がなければ施設が設置されることとなります。

議案（計画書）の1ページにお戻りください。合わせて前面スクリーンをご覧ください。

計画内容についてご説明いたします。

名称は、産業廃棄物処理施設。

施設の位置は、西区神出町東字座頭谷1227-1他。

敷地面積は約0.9ヘクタールです。

施設の種類の、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設。

処理能力は、新設する施設が廃プラスチック類換算で1日当たり144.5トン。木くず換算で206.1トン。移設する施設が廃プラスチック類換算で1日当たり17.4トンでございます。

事業者は、株式会社環境保全センターです。

用途地域は、市街化調整区域で、当敷地においては平成11年8月に産業廃棄物処理施設の新設に当たり、建築基準法第51条の許可を取得済みです。

議案（計画図）は1ページをお開きください。合わせて前面スクリーンをご覧ください。

事業場の位置でございます。株式会社環境保全センターの中間処理施設は、西区の北部の赤丸で示した位置でございます。

事業所の周辺を拡大した図でございます。国道175号の東の赤色で表示している位置でございます。

航空写真でございます。当敷地から住宅までは最も近接したところで、事業場から西に約300メートル離れております。産業廃棄物処理施設指導要綱では、学校の周辺100メートル以内を立地禁止区域としておりますが、最も近い学校である神出中学校までは、北西に約900メートル離れております。

用途地域図でございます。当敷地及びその周辺は、市街化調整区域に指定されております。

土地利用現況図でございます。赤線枠取りで敷地の位置を表示しております。黄緑色で表示しておりますのは「農地」、紫色が「倉庫」、オレンジ色は「最終処分場」、黄色が「住宅」、水色は「池」、茶色は「山林」でございます。

敷地周辺の土地利用は、大部分が農地または最終処分場となっております。

搬入・搬出ルート図でございます。敷地境界を赤線枠取りで、搬入・搬出経路を青線で示しております。国道175号もしくは神戸三木線から大久保広野線に入り、市道神出村第74号線、通称志染高和線を南下して事業場に入ります。

なお事業者は、神出町東自治会と締結している協定書により、赤の点線で示している、志染高和線の事業場から南側部分を搬入・搬出ルートとして使用しないこととなっております。

産業廃棄物処理施設の配置図でございます。敷地境界線を青色で表示しております。現在、水玉で網掛けしている建築物内で7つの産業廃棄物処理施設が既に稼働しております。今回の計画は、建築物の増築はありませんが、混合廃棄物処理棟内のオレンジ色の点線で

囲った位置にあった、廃プラスチック類の破碎施設を圧縮梱包施設の上のオレンジ色の四角の場所に移設し、赤色の四角で示した位置に、新たに廃プラスチック類及び木くずの破碎施設を設置するものでございます。

処理工程図でございます。処理工程をフローで示しております。この事業場では、廃プラスチック類や木くずをはじめ、主に建設現場で発生した複数の産業廃棄物が混ざり合った「混合廃棄物」の選別、破碎等を行うことにより、リサイクルするものはリサイクルする、リサイクルできないものは焼却処分あるいは埋立て処分するなどの処理を行っております。

今回新たに導入する破碎施設は、搬入された混合廃棄物を人力・重機等で粗選別した後、人力や重機、さらには、これまでの破碎機では破碎できなかった大型の産業廃棄物を破碎処理することで、より選別しやすくし、リサイクルにつなげるために設置するものでございます。

また破碎施設の移設は、従前より破碎処理後の廃棄物の圧縮梱包処理をより効率的に行うため、圧縮梱包施設の上部に移設するものでございます。

続きまして、生活環境影響調査結果の概要でございます。

今回事業者は、施設の稼働に伴う「粉塵」・「騒音」・「振動」・施設からの「悪臭」の漏洩について調査いたしました。

現況調査は、「近接民家側の敷地境界」であるA地点、予測はA地点に加えて、「施設から最も近い敷地境界」であるB地点、「施設から最も近い民家」であるC地点の3カ所で行いました。

調査予測結果は、全ての項目で環境保全目標を達成しており、周辺環境に与える影響はほとんどないと評価しています。

最後に、周辺同意の取得状況でございます。「神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱」では、今回のような破碎施設を設置する場合、敷地境界から100メートル以内に存在する自治会等の住民自治組織、隣接する土地・建物の所有者・占有者より同意を取得するよう求めています。合わせて、住民自治組織及び占有者とは、生活環境保全上の条件を明記した協定書の締結を求めています。この規定に基づき、敷地境界から100メートル以内の範囲に存在する住民組織である神出町東自治会に対しては、令和2年3月2日に施設の事業計画等を説明し、同意を取得し協定を締結しております。合わせて、敷地に隣接する土地建物所有者からの同意書の取得及び協定書の締結を、令和2年2月27日から3月3日の間に全て終了しております。

議案（計画書）の1ページをご覧ください。

理由でございます。当施設は、これまでの破碎機では破碎できず、重機で破碎していた大型の産業廃棄物を破碎処理することで、より選別しやすくし、リサイクルにつなげるために設置するものでございます。当敷地は市街化調整区域に位置しますが、既に都市計画

審議会において認められた産業廃棄物処理施設の事業区域内に、新たな施設を設置または既存施設を移設するものであり、都市計画上支障がないと認められます。

以上でございます。

○小谷会長

どうもありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

はい。どうぞ。

○朝倉委員

事前にいただいていた参考資料の処理工程図、今説明もありましたけれど、1点分らない点があったのでお聞きします。

既存の破砕施設が青色で囲ってあって、1日当たり17.4トンというような処理ができるというふうになるのですけれども、その隣の圧縮梱包、要は、この圧縮梱包施設のところに移設をするわけですけど、この圧縮梱包施設は1日当たり146トンという処理能力になっています。これは、例えば破砕施設からここに移るだけではなく、他からも矢印というふうなものが延びてくるということなのではないでしょうか。処理能力からすれば、そうかなと思ったのですけれども、教えていただけますか。

○小谷会長

事務局、お願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

環境局事業系廃棄物対策課の中西と申します。

今いただきましたご質問につきましては、圧縮梱包施設のほうに廃棄物というのは、この破砕施設からのみ入る形になっておりまして、破砕施設の処理能力は確かに小さいのでございますけれども、圧縮梱包施設の処理能力をフルに活用する形ではなくて、破砕施設で破砕して、それである程度たまってから圧縮梱包に回すというような形をとるので、この数字は確かに規模が合っていないのですが、圧縮梱包するのに、ある程度ごみをためてから梱包する形をとっています。ですので、他の施設からごみがくるという形ではないと。この破砕施設を経由して必ずごみを出すというような形になっています。

○小谷会長

はい。朝倉委員。

○朝倉委員

それと、数字が合わないなと思ったので、質問させていただきたいのですが、今の説明でその辺は分かりました。

今回新設する施設が、これまでの既存の破砕機では破砕できなくて、それまでは重機で破砕をしていたということなのですけども、1日当たり104.5トン処理できると。非常に大きな施設になるというふうに思うのですが、環境影響調査結果も出ていますけれども、

粉塵・騒音・振動等、端的に言えば、何か増えるような気がするのですが、その点はいかがでしょうか。

○小谷会長

事務局、お願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

今いただきましたご質問につきましては、確かに機械自体は1つ増えるので、全体の騒音とか振動という意味では増加する要因しかないと思います。ただ、今の環境影響調査の結果でもお示ししましたように、この敷地に適用される法律上の規制基準で申し上げますと、かなり規制基準よりも、現状低いレベルで抑えられておりますので、この破碎施設が稼働しても、規制基準内に収まるものだというふうに事務局では考えています。

○小谷会長

はい。どうぞ。

○朝倉委員

それと、超えるものはないということなのですが、今回新設ではなく、今までの既存の施設が移転をする先ですね。こちら写真で見ると、屋根しかないところになっておりますけれども、調査報告の中でも影響は少ないと。今ないとおっしゃいましたけど、結局少ないというふうにあって、この調査報告からだけでは、なかなか分からないですけど、例えば粉塵については、建屋内に屋根だけのところですけど、飛散防止する計画というふうにあるのですが、これは実際にどんな計画、対策される予定なのでしょうか。

○小谷会長

はい。よろしくお願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

飛散防止対策につきましては、建屋内に設置するとともに、ごみと、搬入されたときには散水をきちんとすることによって、廃棄物が飛散することは防ぐという対策を同時にとるようにされています。

それでおっしゃったように、環境影響調査というのはあくまでも予測も含めた調査結果でしかないので、私どもとしては、例えば仮に許可した後も、立入検査等の権限も廃棄物処理法の中に認められておりますので、その中できちんと監視指導等はしていきたいというふうに考えています。

○小谷会長

はい。お願いします。

○朝倉委員

散水といっても、要はホースで水をまくとかいう形になると思うのですが、それだけでいいのかなということも思いますし、今事業後も立入検査と言われましたけれど、やっぱり対策をすべきだと。そしてこの点でもしっかり示すべきだなというふうに思っています。

すけれど、今後新たな影響が出てきた場合だとか、速やかに、例えばこの施設を止めるだとか、そういう手だてを求めたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○小谷会長

はい。どうぞ。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

確かにおっしゃるように、散水で、例えばスプリンクラーのような機械がついているというわけでは確かにないのですが、きちんとその破碎する前には、ホース等と散水車等、そういうものを活用した手動というかアナログ式にはなるのですが、きちんと湿潤させた上で飛散防止は行うよう、これまでからそのような指導はしているのですが、今後は改めて事業者に対しては、きちんと指導をしてまいりたいというふうに考えています。

○小谷会長

はい。ありがとうございます。

はい。どうぞ。

○林委員

2、3質問いたします。

1つは、この生活環境影響調査結果ですけれども、現時点での調査に基づいて設置移設後の設置を予防するということなのですが、これは設置後に、いわゆる予想と現実が合っているかどうかの確認の調査というのはされるのでしょうか。

○小谷会長

はい。事務局お願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

ただいまのご質問につきましては、通常環境アセスメントのように事後調査というものは、この手続の中ではございませんので、事業者のほうは例えば確認するとか、そういう義務というのはない制度になっています。ただ私どものほうで、近隣の住民の皆さんとか苦情という形でお話があったときには、改めて現状を確認して、例えば騒音とかでしたら測定も可能ですし、そういう必要な対応をしてまいりたいというふうに考えています。

○小谷会長

はい。どうぞ。

○林委員

この破碎の機械の移設をするというだけで、この都市計画審議会に諮るわけですから、ただ単に右から左に機械を動かすという程度のことではない、重要な行為なのですよね。ですから、予測についてすると同時に、実際の結果がどうであったかということが、事業者には法的義務がなければ、これは最低、環境局として調査をして、住民の皆さんに、また議会のほうにも報告をしていただきたいと思います。要望をします。

それから、この会社、環境保全センター、ホームページを見ますと、この処理施設なの

ですが、産業廃棄物の別項目で廃棄石綿、石綿の処理したものを取り扱うということが一応出ていたのですけれども、ここの設備の中でそういうものを扱うことになっているのでしょうか。

○小谷会長

はい。事務局お願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

本日お諮りさせていただいている施設で廃石綿を取り扱うことはございません。先ほど事務局から説明させていただきました、この環境保全センターは南側に最終処分場をもっておりまして、そちらで廃石綿の埋立ては行っています。きちんと袋等で梱包した形で、処理基準に合った梱包の仕方をしていることも、我々としても確認はしています。ですので、この施設で扱うことはございません。

○小谷会長

はい。お願いします。

○林委員

ありがとうございます。

それと、この新しい機械が最初に破砕をするわけですね。これまでは重機で、よその山の中でもあるように、思い切りたたいて砕くという行為ではなくて、この機械の中に入れて処理をするということなのですから、逆に振動とか騒音というのは減るのではないですか。余り変わらないのでしょうか。

○小谷会長

お願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

実際にその騒音・振動の大きさという意味では、どれぐらい重機と比較してなのか分かりませんが、その施設はその場に固定されますので、重機がちょっと動き回ったりするので、ある程度、その騒音とか振動、固定した値というのは、この機械のほうは定常的な音といいますか、そういう形では今回据えつける施設によって確認はされるかなというふうに思います。その大きさが、その重機が例えば、その敷地境界にあったときと比較すると、確かに重機が敷地境界で動いたほうが多分騒音とかそういう環境への影響というのは大きくなると思います、その辺りは今後また確認はしていきたいと思います。

○小谷会長

はい。どうぞ。

○林委員

だから、そういう産業廃棄物の処理施設は建設業の関係であれば、必ず出てくるものなのですから、これを処理する場所がなかったら、リフォームなり家を次に建てられないということでは必要な設備だというふうに理解をしていますけれども、実際に一回見に行った

のですけれども、いわゆるC地点といわれる最初の農家のところですよ。平日で重機の頭の部分でたたいている音というか振動はしていませんね。苦になるかどうかというのは個人の感覚のレベルだと思うのですけれども、そういう点で必要な設備だと思いますけれど、近隣住民の方に迷惑のかからないように指導していただくと同時に、やはり、この影響調査の粉塵とか騒音とか、実際に稼働してからの数値というので研究していただきたいと要望して終わります。

○小谷会長

はい。ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかにご意見。

はい。どうぞ。

○嘉名委員

一つだけちょっと数字の確認をさせてほしいのですが、計画書の1ページの新設の木くずの数字が206.1トン/日、それから参考資料の1ページ、新設木屑306.1トン/日。これはどちらが正しいのでしょうか。ちょっと確認させてください。

○小谷会長

事務局、お願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

処理能力というのは206.1トンのほうが正しいです。

○嘉名委員

計画書のほうが正しいという理解でいいですか。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

計画書のほうが正しいです。すみません。申しわけありません。

○嘉名委員

以上です。

○小谷会長

はい。参考資料のほう、訂正していただければいいですね。

ほかはいかがでしょう。

はい。お願いいたします。

○中林委員

2点ありまして、1点は例えば粉塵のことなのですが、通常建屋の中にこれだけの施設が全部入っていると、通常でしたらバグフィルターのような形で処理されているかと思うのですが、計画数というのは具体的に分かれば教えていただきたいというのが1点と、もう1点は直接的には関係ないのですが、RDFなどで事故があったのですが、この蓄熱火災のような、そういう懸念というのはないのでしょうか。2点お願いします。

○小谷会長

事務局のほう、回答をお願いいたします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

建屋内ですね。やはり作業環境のこともありますので集塵装置というのはついてございます。それで換気扇的なものですね。そういうものはつけて、そこは開放しているような形をとっています。それとRDF等の発熱の可能性というのは、この施設の中で申し上げますと、やはり圧縮梱包等を行いますと、どうしてもこのごみが少し熱を持つというのは、どうしてもございますので、その辺りを私ども今後、事業者のほうに対しての監視指導の中で注意していきたいというふうに考えています。

○小谷会長

よろしいでしょうか。

○中林委員

集塵という意味合いの中の、その集塵の処理の中に、いわゆるバグフィルターのような形で入っているという理解でよろしいのですか。

○小谷会長

はい。事務局。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

バグフィルターまでは入ってはいないです。

○小谷会長

ほかにご意見、ご質問。

はい。お願いいたします。

○横山委員

今回初めて参加をさせていただくので、ちょっと頓珍漢なことを言うかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

今回の産業廃棄物処理施設の諮問は、都市計画上、周辺の環境の影響の有無ということで、当然交通環境や生活環境への影響の有無を審議する場所だと理解をしております。

今回、右側施設で、法条例の値を十分クリアをしているというご報告があるのですけれども、今回処理能力が何倍かになるという施設でございますので、排水量とか後を埋め立てるのであれば、敷地内の土壌に埋め立てることなのですからけれども、その辺の水質の状況については、神戸市さんは何かおつかみになっているかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小谷会長

回答をお願いいたします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

ただいまのご質問につきましては、基本的には営業状態であると、この破碎施設のところで排水というのは発生するような場面は極めて少ない形になってございますけれども、

万が一その散水等で発生した水につきましては、この南側に設けている最終処分場のほうに排水処理施設、これは必ず最終処分場とセットで設けないといけない処理施設でございますので、排水をきちんと処理した形で、流れ込んで処理されるというような形態になっています。

○横山委員

ありがとうございます。

ただ私が気にしておりますのは、神戸市さんが今年の2月に測定されました地下水のデータ、これにつきまして、ヒ素が法基準の2倍ぐらい出ているということがございましたが、これへの対策については、どのように神戸市さんはお考えになっているのかなということをお伺いしたいと思います。

○小谷会長

どうぞ。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

ヒ素の場合、どうしても自然のその土壌の中にもたくさん存在しているものでございますので、この最終処分場由来かというのは、その周辺地下水ですね。その最終処分場由来かというのは事業者にも確認はさせたのですけれども、その処分場から出てくる水の部分では、このヒ素というのは非常に低い値であったので、その処分場由来かどうかというのは非常に我々としては疑問に感じているのですけれども、その最終処分場の中からの影響という可能性は引き続き考えられますので、監視としては継続していきたいと思っています。

○横山委員

はい。ありがとうございます。

今回私が言いましたのは、神戸市さんのホームページ上で公開されるデータでございます。具体的に申し上げますと、ヒ素の基準が0.01mg/Lのところは0.019mg/L、倍程度出ていると。以前は全然出ていなかった。検出されていなかったということで、今回初めて検出されているということがございます。この間に、今回の破碎施設からのものが埋め立てされたりすると、地下水に影響を及ぼす可能性もあると思いますので、今後は年に1回程度だと聞いておりますけれども、頻度よく測定していただき、本当に土壌の影響なのか。それとも、この最終処分場からの浸出水はデータに出てないのですけれども、この影響なのかを解明をしていただくことが、生活環境の影響力の有無を審議する、この都市計画審議会の役割かなと思っています。今後の監視の体制とか公表の仕方というのは、どのように考えられているかということなのですから、お願いします。

○小谷会長

はい。事務局、お願いいたします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

今、最終処分場のその監視体制としては、我々通常の、何もなくても年に3回立入検査をしています。それと合わせて採水の検査も年に2回、我々のほうで確認をしてございます。それで今後も引き続き、その検査体制というのはとっていききたいというふうに考えています。

○横山委員

ちょっとしつこいようなのですが、今までも都計審にかけるまでに、いろんな審議会等々で審議にかけてよいと。ただ産廃対策課等々で問題がないという結論が出ているということだとは思うのですけれども、これについては全くその課内なり庁舎内での議論というのは、土壌由来であるという結論ありきなのでしょうか。ヒ素が高いということにつきまして。

○小谷会長

はい。お願いします。

○中西事業系廃棄物対策担当課長

その結果を受けて、事業者のほうにも再度浸出水の調査というのを求めまして、その結果が、先ほどおっしゃられたように0.019mg/Lに比較して、かなり低い値でございましたので、とりあえず今回につきましては、最終処分場由来ではないのかなというふうに判断した次第でございます。

○横山委員

わかりました。ありがとうございます。

○小谷会長

はい。ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかに特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい。お願いします。

○荒木委員

参考資料に搬入ルートの図がありまして、神出中学校の前を通る搬入ルートは設定されているのですが、今回も能力増強することによって、大体1日に搬入車両がどのくらい通るか、分かれば教えていただきたいのですが。

○小谷会長

はい。お願いいたします。

○山田都市計画課長

今回の施設によって、破碎後のその選別機の能力は変わらないということになっていきますので、受け入れる廃棄物は増やすことではないことから、運搬車両の増加はないというふうには、まずは伺っています。そういった中で、現状では往復で最大で250台程度で、中間処理で150台、最終処分場で100台ぐらいがここを往来しているというところでございます。

○小谷会長

はい。よろしいですか。

はい。お願いいたします。

○黒田委員

私から、この神出町東自治会の周辺住民の方、複数の方にご意見を聞いたのですが、一つ懸念されているのは、近年想定外の豪雨災害が日本各地で起きていることによって、この周辺に大きいため池があるのですが、水が敷地内に流れてくることによって、この木くずとか、処理されたものが周辺の田畑とか、山林のほうに流れてくるような、そういったことがないかということ懸念されているのですが、こういった生活の環境の影響について、その防災とか減災の対策については何かお考えなのでしょうか。

○小谷会長

はい。事務局、お願いします。

○山田都市計画課長

防災・減災の対策についてのご質問だったと思います。この立地については、都計審に諮るということで、当然その立地に関しては、その処理区分の広がりとか処理施設の特性とか、そういったことを総合的に勘案します。その中で災害の発生する恐れがないという規定も定めながら、立地のことについては考えているというところで、浸水想定区域とか、そういったところをみますと、ここでは発生しないというところにはなっております。ただ、このため池につきましては、おっしゃっていただいたとおり、今年の豪雨、平成30年の豪雨でもかなり多いため池、ほかのところでも被災を及ぼしたというところで、国の防災・減災の対策ということで、こういった農業のため池の管理と保全に関する法律というのも定めたところがございます。こういったところというのを防災重点ため池というような形で、重点的に防災対策を強化していくということになっておりまして、兵庫県としても、こういった法律の制定に伴って条例を7月に改正したところがございます。この大池・小池・合ノ池とか拍子ケ池、笹ケ池、こちらについても、その特定ため池というところで兵庫県としては指定をされておりまして、今後定期点検を行いながら、必要に応じて防災対策を講じていくというところで考えております。

○黒田委員

ありがとうございます。近年は本当に想定外の災害が起こっておりますので、先ほど対策といいますか、そういうところはされているということなのですが、もし水害があって水が流れたときに、その木くずとかこういう金属とか、こういった処理の施設が周辺に流れないように、そこら辺は本当に想定外をさらに対策を考えていただいて、そこら辺も今後対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○小谷会長

はい。ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかにご意見はございますか。ご質問。

はい。それではほかにご意見がないようですので、議案についてお諮りいたします。

第1号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し市長に答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は大変熱心にご議論いただきましてありがとうございます。

これもちまして閉会いたします。